

【自席質問】

1. 「成田空港の更なる機能強化」に関する住民説明会から私は、「騒音拡大は絶対認められない」「滑走路を成田でなく羽田に作ればいい」「NAAの案は変更できないのか」など、町民の皆様の騒音被害に対する切実な思いによる「批判」や「意見」は、大変重く感じられました。騒音の影響を受けている方々は、何ら空港の恩恵を受けていないという意見に改めて、この町の住民の皆様のおかれている現状を知ることとなりました。このようなことを十分受けとめながら、この町の将来の発展との整合性をどう考えていくのかは、現実的な問題として、かなりの時間を要することを改めて認識いたしました。

そういった中で、新たな機能強化策の基本的な考え方については、第3滑走路新設と夜間飛行制限緩和の問題については別々の問題として考える必要があると思います。

◆ 第3滑走路新設の騒音コンターについては、

Q 成田市や芝山町は、騒音コンター地区の固定資産税の軽減措置等があるようですが、当町においては第3滑走路新設に伴う騒音や落下物の危険性がかなり増すことになるとは思います。固定資産税の軽減措置等について、町の考え方をお伺いします。

◆ 夜間飛行制限緩和策の見解と今後の方策について、お伺いします。

Q NAAは、平成25年3月カーフェューの弾力的運用の導入がされてから3年半余りで、国際拠点空港としての空港間競争や羽田空港の国際化など、成田空港の地位が相対的に低下していることを理由に、夜間飛行制限緩和の短縮（案）、午前1時から午前5時を提案しました。これは、深夜や早朝の運行が多い格安航空会社（LCC）を含め、運行二ーズの9割以上に応えられるというものです。

佐藤町長は、夜間飛行制限緩和について、町民の理解が得られる方策とは、どのようなことが想定されるのか、お伺いします。

Q NAA が示す夜間飛行制限緩和策の寝室への内窓の設置などのペアガラスによる対応については、あまりにも住民に対して不誠実であり、対象住居全てに対して行うべきであると思いますし、そうでなければ住民の理解は得られないと思います。町当局は、この対応を含めてどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

◆ 横芝光町と成田空港がとともに発展するための将来像の、地域と空港との共生共栄した将来に向けた方策について、

Q 佐藤町長は首長として、この成田空港の機能強化については、非常に難しい局面を迎えていくこととなります。町民がいわれている「成田空港の恩恵が感じられない」というのは町民の本音だと思います。それは当町において、毎年の空港周辺対策交付金約 4 億数千万円が町の歳入となっていますが、町民には恩恵の実感がないということです。

町長はあいさつの中で度々、「空港の発展なくして、町の発展はない」と言われています。そこで、地域と空港との共生共栄した将来構想の立ち上げが最重要課題と思います。

空港を活用した地域振興策による町づくりの基本的な方策について、佐藤町長は、今回の成田空港の機能強化案は、自治体間でさらに住民サービスに格差が広がり、人口流出により町の存続ができなくなる。機能強化案と並行した地域振興策の提示をしてもらいたい意向を言われています。しかし、町長がいわれているように、町の将来に禍根を残さないために町民の理解が得られるような、空港を活用した地域振興策を国・県・空港会社に対して、町から具体的な提示していくべきと思います。

<提案> ここで、私から町の将来に向けた地域振興策の提案をさせていただきます。

- ・ 1 つ目に、規制緩和を目途とする、成田空港圏特区の新設

- ・ 2 つ目に、交通の利便性の向上を図るための、成田空港圏南側のインフラ整備
 - ・ 3 つ目に、第 3 滑走路建設に伴う排水路整備問題に関連した、栗山川改修工事に伴う横芝光町と多古町間の遊歩道・サイクリングコース等の健康的で住みよい環境整備
 - ・ 4 つ目に、子どもの国跡地に観光客を呼び込める観光施設整備等
 - ・ 5 つ目に、電波障害や町の情報発信などに対する町内ケーブルテレビの開設
 - ・ 6 つ目に、町内全域のエアコン設置の助成と同時に電気料金の助成
- 以上の 6 項目ですが、他にもまだ沢山あると思います。

いずれにしても NAA は、機能強化について過去の様々な反省のもと、住民に対し時間を掛けて丁寧に説明を行うと聞いております。

町はこのことを踏まえて住民との対話を進め、町の将来に禍根を残さないよう、町民総意としての方向性を追及しながら、地域振興策を提示していくことが肝要と思います。そして、地域と空港との共生共栄した「空港があって良かった」といわれる「まちづくりを推進していくこと」が、私たちに課せられた使命であるとともに、最大の責務であると考えますので、よろしく願いいたします。

2. 改定介護保険制度の現状と今後の方策について、質問いたします。

- Q 要支援サービスの見直しとして、今回の最大の改定内容といわれる予防給付の見直しがあります。これは、要支援者（要支援 1・2 の認定を受けた人）への訪問介護と通所介護を保険から外し、市町村事業である地域支援事業（新総合事業）に段階的に移行するというもので、事業の内容や基準は、市町村の裁量に委ねられています。その中に「介護予防・生活支援サービス事業」が設けられ、このうち訪問型・通所サービスが、予防給付の訪問介護と通所介護の受け皿として想定され、

4 つに分けられています。そのうちの訪問型・通所型サービスA（ホームヘルパーの資格がなくても一定の研修を受ければ、無資格者でも訪問サービスが提供できる、緩和した基準によるサービス）と、訪問型・通所型サービスB（有償、無償のボランティア等による支援実施主体に対する補助方式による住民主体による支援）の、この2つの方策についてお伺います。

Q 地域包括ケアシステム構築に向けた取組みについては、2025年をめぐりに重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、「介護」、「医療」、「予防」、「住まい」、「生活支援」が一体的に提供されるシステムとされています。この5つの構成要素のうち「介護」は、平成23年の法改定で制度化され、日中・夜間を通して訪問介護と看護が一体的に提供されることで重度・単身者への24時間対応が地域で可能になったとされました。「医療」については、入院日数の縮減や病床再編で「病院からの退院」が促進されながらも在宅医療の立ち遅れ、医療介護連携もこれからの課題とされています。この課題をどのようにお考えなのか、お伺いします。

Q 改定介護保険では、・地域ケア会議を除いて、①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③生活支援サービスの充実・強化などは、2018年4月までに実施すればよいという猶予期間が設けられ、「包括的支援事業」に位置付けられています。

今後、町当局は新総合事業実施状況や検討準備状況と方針はどうなっているのか、また、新総合事業実施を公表・周知させ、広く関係者や住民の声を聴くようにする必要があると考えますが、この取組みについてお伺います。

< 要 望 >

当町の高齢者保健福祉計画では、「住み慣れた地域で支え合い、自立し

た暮らしを安心して続けられるまちづくり」を基本理念としています。

国は、介護人材の育成を進め、在宅介護の負担を軽減するため、要介護度の軽い要支援向けのサービスの一部が、国から各自治体に任せられることになりました。自治体自らが地域の住民やボランティアなどを活用して、人材を確保し、平成 29 年度までに体制を整えることとしています。

千葉県流山市では、市の職員が自治会やボランティア団体を回り協力を呼び掛け、地域の人たちのパワーを生かして介護を支えていこうという考え方の中で、これまで資格を持っていたヘルパーや、介護福祉士などが行ってきた訪問介護のうち、料理や掃除などの生活援助を住民に担ってもらう仕組みを作っています。当町においてもぜひ参考にして、「住民主体」のボランティア、「互助サービス」を創設した体制づくりの取組みを要望いたします。